

(2) 別表(1~4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水災害)

本市では、平成30年7月の豪雨災害による洪水被害において、全壊127棟、半壊274棟、一部損壊28棟、床上浸水22棟、床下浸水142棟、死者5人となっており、全壊、半壊、床上浸水の合計は423棟となっている。この数字は、愛媛県内で大洲市の2,073棟、宇和島市の983棟に次ぎ3番目に多い数字である。この未曾有の災害を受け、避難指示の在り方・住民への周知方法等多くの検証が行われてきた。今後の災害リスクとしては、市の中心部を流れている肱川が氾濫した場合の浸水状況を勘案した洪水被害が想定される。

(土砂災害)

本市の地域防災計画によると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、市内全域に点在している。資料によると、平成28年7月の指定状況は、土砂災害警戒区域356箇所、土砂災害特別警戒区域336箇所となっていた。しかし、豪雨災害後に基礎調査が実施され、新たに指定された区域は、令和3年6月現在で土砂災害警戒区域1,411箇所、土砂災害特別警戒区域1,234箇所となっている。今後も調査が進められる予定であるが、これらの箇所を中心とした被害が懸念されている。

(地震及び津波災害)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内に大地震が発生する確率は70%~80%と予測されている。(南海トラフ巨大地震)このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘~伊予灘~豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。海岸部を有する本市では、地域防災計画について「地震災害対策編」に加え「津波災害対策編」を作成し、地震及び津波災害から住民の生命、身体及び財産を守る取り組みが進められている。

(原子力災害)

東日本大震災により発生した「福島第一原子力発電所」の事故は、原子力防災対策を根底から覆す大惨事を引き起こした。この事故を受け、原子力安全委員会は、平成23年11月に防護対策を重点的に充実すべき地域を見直し「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)」、「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」を設置した。本市は、四国電力伊方原子力発電所から30km圏内(UPZ)に位置している。その範囲には、市の人口の7割、面積の5割が含まれており、緊急事態が発生した場合に備えた対策が求められている。

(その他)

本市は海から山まで東西に長い市域をもっている。東は高知県境の山々と接し、西は宇和海に面しており、その標高差は1,403mにもなり、その間に宇和盆地が位置している。冬季には2m以上積雪がある高原(大野ヶ原)から、温暖な海岸部、2つのダムの影響で霧の多い盆地など、多様な気候である。本市の主な災害は、梅雨前線、台風の季節には海岸部での高潮、高

波などによる被害、山間部では豪雨による土砂崩れの被害が多い。気温差も大きく、海岸部と大野ヶ原では、10度以上もの開きがある日もある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。今般の新型コロナウイルス感染症のように、将来、国民の大部分が免疫を取得しておらず、全国的かつ急速なまん延の恐れがある新感染症は、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

- ・西予市地域防災計画【風水害等対策編】
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/huusuigaitaisakuhen.pdf>
- ・西予市地域防災計画【地震災害対策編】
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/jisinsaigaitaisakuhen.pdf>
- ・西予市地域防災計画【津波災害対策編】
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/tunamisaigaitaisakuhen.pdf>
- ・西予市地域防災計画【原子力災害対策編】
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/gensiryokusaigaitaisakuhen.pdf>
- ・西予市地域防災計画【資料編】
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/tiikibousaikeikakusiryouhenn.pdf>
- ・西予市ハザードマップ
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/kurashi/bousai/bousaimappu/map/3764.html>
- ・西予市防災マップ（明浜地区）
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/akehama.pdf>
- ・西予市防災マップ（宇和地区）
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/uwa.pdf>
- ・西予市防災マップ（野村地区東部）
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/tobu.pdf>
- ・西予市防災マップ（野村地区西部）
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/sebu.pdf>
- ・西予市防災マップ（城川地区）
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/shirokawa.pdf>
- ・西予市防災マップ（三瓶地区）
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/mikame1.pdf>
- ・西予市津波危険ハザードマップ
<https://www.city.seiyo.ehime.jp/kurashi/bousai/bousaimappu/map/2582.html>
- ・西予市野村地区洪水ハザードマップ
https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/4/nomurakouzuiHM_omote.pdf

(2) 商工業者の状況(商工会調査)

- ・商工業者数 1,864人
- ・小規模事業者数 1,562人

【内訳：商工会調査】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	417	349	
	製造業	228	191	
	卸・小売業	497	417	
	サービス業	533	447	
	その他	189	158	

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

- ・「西予市地域防災計画」を策定し、防災訓練と水防訓練等をそれぞれ年数回実施するとともに、消防訓練等を随時実施している。
- ・「西予市業務継続計画」を策定し、災害時の業務継続のための執行体制の確保を図っている。
- ・防災備品として、非常食、飲料水等を各支所・各避難所等に備蓄している。
- ・「西予市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じている。

2) 本会の取組

- ・「西予市商工会危機管理マニュアル」を策定し、危機発生に備えた対策としている。
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図っている。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進している。
- ・防災備品として、事務所に非常用持ち出し袋を備蓄している。
- ・西予市が実施する防災訓練の際には、参加及び協力している。

II 課題

「西予市商工会危機管理マニュアル」を令和2年2月に策定済みであるが、本マニュアルを適切に運用できる人員が十分ではない。また、「商工会災害システム」との連携が不十分である。

さらに、BCP策定等に関する助言を行うことができる本会経営指導員等職員の不足、市当局との情報連絡不足といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害・感染者等リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定 20社

▼事業継続力強化計画認定 5社

▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 10社

《対象共済・保険制度》

火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と本市等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから事業者を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「西予市地域防災計画」について整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等を写真に記録するように指導し、自然災害等により被害が生じた場合、台帳との紐付けができるように備える。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和3年度完成予定）

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取組状況を確認する。
- ・年1回開催している行政との懇談会（構成員：本会、本市）を通じ、取り組み状況や改善点等について情報共有及び協議を深める。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、本市との連携体制（連絡ルート等）を確認する。（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 災害・感染症等発生後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、また、新型ウイルス感染症の発生時においては、拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、以下の手順で地区内の被害状況等を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況（家屋被害、道路状況等）を本会と本市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府により「緊急事態宣言」が発出された場合は、西予市新型コロナウイルス感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等）
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

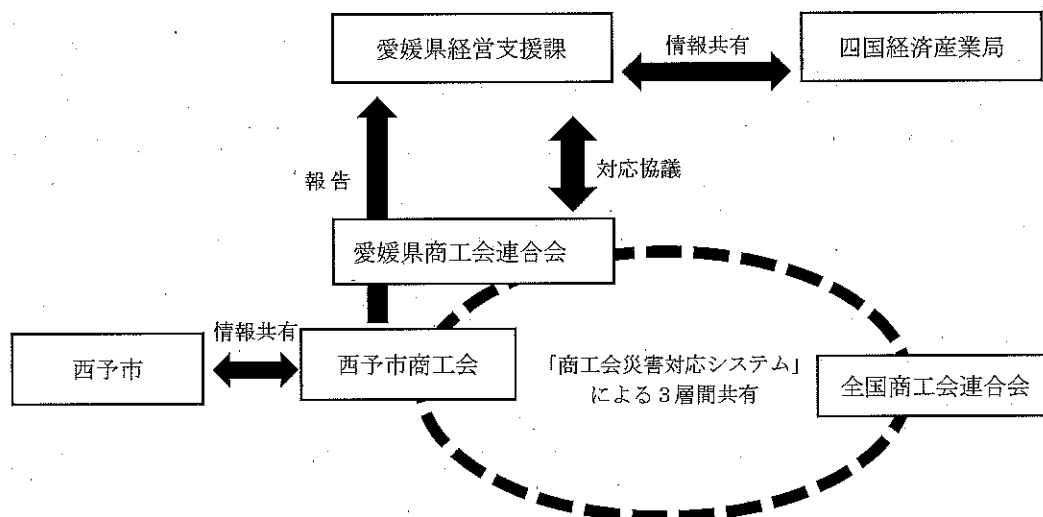
- ・本計画により、本会と本市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に3回程度共有する
2週間～1ヶ月	1日に2回程度共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度共有する

- ・本市が策定した「西予市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 災害・感染症等発生時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と本市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本市が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と本市が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて本会または本市より愛媛県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・本会と本市の協議により、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や窓口相談の開設等を行う。

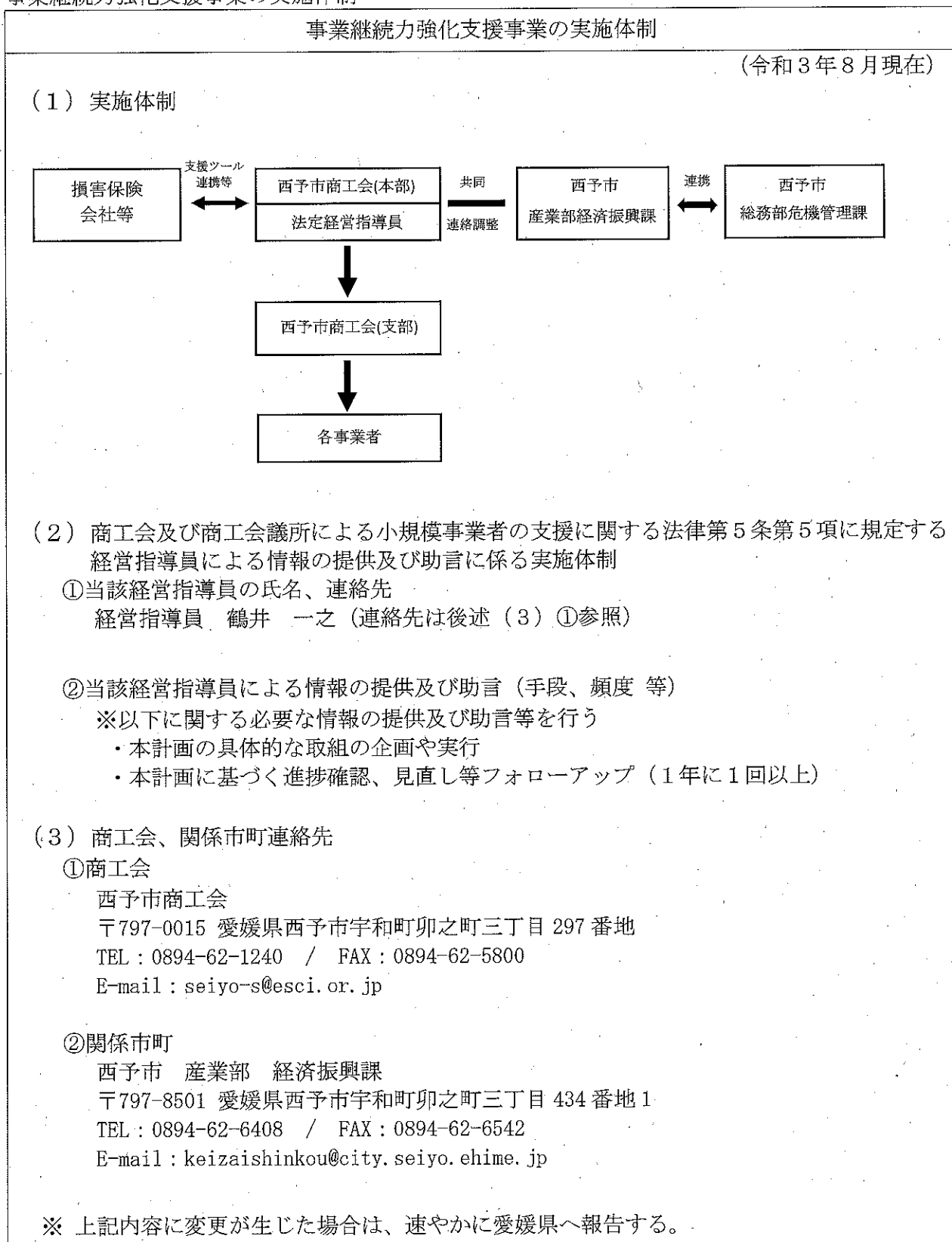
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	450	150	150	150	450
・専門家派遣費	0	0	150	0	0
・セミナー開催費	0	150	0	150	0
・パンフ、チラシ作製費	450	0	0	0	450

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、西予市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。